小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１３号

千葉県我孫子市つくし野３丁目４番506号
東急マンション
再生債務者　羽田　潔

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成20年７月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年５月26日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１号

愛知県岡崎市小呂町字高橋15番地１
再生債務者　内野知恵男

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年５月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第５号

千葉県船橋市高根台３丁目７番４号
再生債務者　中村　実香

１　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月16日まで

４　一般異議申述期間　平成29年６月30日から平成29年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号

千葉県千葉市稲毛区小中台町501番地　稲毛スカイタウン２棟312号
再生債務者　馬場　智志

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月15日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年６月13日まで
平成29年５月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第２号

静岡県田方郡函南町柏谷937番地の３
再生債務者　小澤健次郎

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月23日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年６月14日まで

平成29年５月30日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

厚生年金基金変更公告

全国電子情報技術産業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」といいます。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都千代田区岩本町三丁目５番５号ユニゾ岩本町三丁目ビル

２．旧事務所の所在地　東京都文京区春日二丁目11番７号

３．変更年月日　平成29年６月５日

平成29年６月７日
全国電子情報技術産業厚生年金基金

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の第七生産部が行うＩＶＤ材料生産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は、平成二十九年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、平成二十九年七月十日までにその旨をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月一日
掲載頁　二〇六頁（号外第一四七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月二十八日
掲載頁　一〇五頁（号外第一六七号）

平成二十九年六月七日
神奈川県南足柄市竹松一二五〇番地
（甲）富士フイルムテクノプロダクツ株式会社
代表取締役社長　藤井　秀夫

神奈川県南足柄市中沼二一〇番地
（乙）富士フイルムフォトマニュファクチュアリング株式会社
代表取締役社長　足立　敦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十三日
掲載頁　五十三頁（号外第一〇七号）

平成二十九年六月七日
名古屋市中村区太閤四丁目六番一二一号
（甲）コニックスマネジメント株式会社
代表取締役　吉田　治伸

名古屋市中村区太閤四丁目六番一二一号
（乙）コニックス株式会社
代表取締役　吉田　治伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月七日
東京都立川市錦町一丁目六番八号
合同会社アイオライト
代表社員　三神　永史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月七日
横浜市金沢区片吹六九番一七号
合同会社ファインドアウエイ・ジャパン
代表社員　板橋　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社興和とします。

効力発生日は平成二十九年八月一日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十九年五月二十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月七日
広島県東広島市西条町御薗宇二三三五番地
合同会社興和
代表社員　菅田　智美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年七月十八日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月十五日
掲載頁　六十一頁（号外第五十一号）
平成二十九年六月七日
千葉県いすみ市大原八二二〇番地二
株式会社三興
代表取締役　小髙　芳男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年六月七日
東京都大田区南六郷二丁目一五番一二号
有限会社栩野商事
代表取締役　栩野　康明